

令和6年第9回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和6年9月27日(金) 午前8時55分～11時00分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員(12人)

| | | | |
|------|-----|-----|-----|
| 会長 | 12番 | 前田 | 浩二 |
| 会長代理 | 11番 | 久木山 | 純広 |
| | 1番 | 池田 | 善之 |
| | 2番 | 蓑手 | 幹夫 |
| | 3番 | 樋ノ口 | 正信 |
| | 4番 | 川畑 | 千秋 |
| | 5番 | 西 | 美香 |
| | 6番 | 木場 | 由美子 |
| | 7番 | 野元 | 京子 |
| | 8番 | 古賀 | 久美子 |
| | 9番 | 西村 | 四男 |
| | 10番 | 外薮 | 健藏 |

出席農地利用最適化推進委員(3人)

| | | |
|--------|-----|----|
| 串木野地区1 | 藤園 | 宗男 |
| 串木野地区2 | 井手迫 | 正博 |
| 市来地区 | 永井 | 美治 |

出席職員 後潟局長、篠原主幹、松原主査、棚町主査

議事録署名委員 (7番 野元 京子 委員 ・ 8番 古賀 久美子 委員)

議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第20号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(5件)について

日程第2 議案第42号 農地法第5条事業計画変更に係る申請(1件)について

日程第3 議案第43号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(4件)について

日程第4 議案第44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(1件)について

日程第5 議案第45号 非農地証明願(2件)について

日程第6 議案第46号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案(一括方式・4件)について

日程第7 議案第47号 農用地利用配分計画案(耕作者変更機構貸出)について(3件)

会議の概要

- 局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和6年第9回いちき串木野市農業委員会総会を開催いたします。始めに会長よりあいさつをお願いいたします。
- 会長 (あいさつ)
- 局長 会長ありがとうございました。それでは、総会の方を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は、会長が行うことになっておりますので、会長よろしくお願いいたします。
- 議長 それでは会議規則に基づき、私の方で進めさせていただきます。まず、議事に入る前に事務局より本日の農業委員の出席状況の報告をお願いします。
- 局長 農業委員定数12名で、現在数12名に対し出席委員12名で、全員出席で過半数に達しております。よって農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々も出席しておられますので、ご報告いたします。
- 議長 それではお手元に配付してあります会次第に従いまして、進めてまいります。議事に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会会議規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、恒例により私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。
- (「はい」と呼ぶ者あり)
- 議長 それでは、本日の議事録署名委員に7番 野元京子 委員と、8番 古賀久美子 委員をお願いしたいと思います。よろしくようお願いいたします。それでは早速議事に入ります。
- 日程第1報告議案第20号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
- 棚町主査 1ページをお願いします。日程第1報告議案第20号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知中間管理法分は5件9筆9,890㎡で

す。1番と2番は後程日程第3議案第43号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてのNo.2とNo.3で、3条申請を行うための解約です。3番から5番は、後程19ページの日程第7議案第47号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画案にて新たな耕作者と中間管理事業で契約をするための解約で、借人からの合意解約です。よろしくお願ひします。

議長 　ただ今事務局の説明がありました。今回は、5件9筆ということでございます。皆さんの方から、何かご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　いずれも、後程の議案の中で出てくるために、今回合意解約をするということです。特にご質疑ないようですのでお諮りします。日程第1報告議案第20号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知農地中間管理法分5件9筆9,890㎡については、報告のあったとおり受理することによろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 　異議なしということでございますので、日程第1報告議案第20号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知農地中間管理法分5件9筆については、報告のあったとおり受理することによって決意いたしました。

次に進みます。日程第2議案第42号農地法第5条事業計画変更に係る申請についてを議題とします。また、関連がありますので、次の日程第3議案第43号農地法第3条第1項の規定による許可申請のNo.1も併せて一括して議題とし、先に裁決したいと思ひます。それでは事務局の説明をお願いします。

松原主査 　日程第2議案第42号農地法第5条事業計画変更に係る申請1件についてであります。2ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。譲受人は、令和6年7月31日付け指令い申農委第5-14号で農地法第5条の許可を受け、住宅建築に着工すべく土地の測量を行なったところ、全体面積が12.56㎡狭いことが判明しました。また、北に隣接する農地も8.42㎡入り込んでいることが判明したため、正しい面積に事業計画を変更しようとするための申請であります。建物についての変更はありません。なお、申請地に入り込んでいた隣地の8.42㎡については、既に分筆が完了し、申請書が提出してありますので、次の日程第3議案第43号の3条申請のNo.1で、ご審議

していただくこととなります。第2種農地で500m以内農地でありませぬ。調査委員は、前回に引き続き【正】を外菌委員、【副】を野元委員にお願いしてあります。よろしくお願ひします。

議長

3条申請についても併せて説明をお願いします。

棚町主査

4ページをご覧ください。日程第3議案第43号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてのNo.1についてです。譲受人が譲渡人から所有する農地を、贈与により譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。先程2ページの日程第2議案第42号農地法第5条事業計画変更にて説明のありました農地です。譲受人は所有する農地を全て耕作しておられます。申請地は、隣接して所有する畑と一体でブロック塀に囲まれて耕作しておられます。隣接地の5条申請で住宅を建設するために測量をした際に、今回の申請地が隣の土地に入り込んでいることが判明したための贈与になります。調査は【正】を外菌委員、【副】を野元委員にお願いしてあります。よろしくお願ひします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

外菌委員

10番外菌です。農地法第5条事業計画変更に係る申請No.1について9月21日午前8時30分より、代理人立会いのもと、野元委員と私が調査を実施しましたので報告いたします。申請地の位置図は2ページ、3ページを参照してください。変更理由として、令和6年7月31日に許可を得た後、住宅の建築に着工すべく土地の測量を行った結果、北側の隣接する農地との境界で、誤差の範囲といえない境界の不一致が判明しました。そのため公簿面積と現況の面積を一致させるため分筆登記が必要となり、当初の面積から削減することになったためです。当初計画通りの住宅を建築するためには、土地の面積が修正されなければ、建築基準法の規定により住宅を建築することが不可能であり、既に建築業者や金融機関との絡みもあり、建築を急ぎたいためです。その他は7月の許可申請内容と変わりませんので、特に問題はないと思われまふが、ご審議よろしくお願ひいたします。

続きまして農地法第3条第1項の規定による許可申請についてNo.1です。9月21日午前8時30分より、代理人立ち会いのもと、野元委員と私が調査を実施いたしましたので報告いたします。申請地の位置図は4ページ、5ページになります。申請地は7月に許可を得た〇〇の北側の土地に、境界の不一致が判明しましたが、現在まで譲受人が野菜を作付けしており、また、境界にブロックを積んであるため、本来の所有者が譲受人に贈与され隣接する〇〇と一体

利用されます。労力は1人ですが、繁忙時は夫の手伝いもあり、現在自家消費用の野菜、トマト、ゴーヤー、さつまいもを作付けされています。農機具は必要な機械器具類は所有されており、特に問題になるようなことはないと考えてまいりましたが、皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。ただ今、5条の事業計画変更と3条申請が関連があるということで、両方併せて説明してもらいました。皆さんの方から何かご質疑ございませんか。私の方から、ちょっといいですか。（スクリーンを指して）今写真に出ているように、ブロック塀で囲ってあるんですけど、このブロックは、いつ頃積まれたんでしょうか。

外菌委員 代理人にはそこまで確認はしていなかったんですが。

議長 普通、ブロックを積む時には、隣接地との立会いを求めて積むというのが、普通常識的な範囲だと思うんですが。

外菌委員 今積んであるのを真つすぐ積んだのではないのでしょうか。その時測量まではしていないんじゃないですか。

議長 他にご質疑ございませんか。

西委員 いいですか。

議長 はい、どうぞ。

西委員 隣接する〇〇は、もう既に耕作されているみたいなんですけど、この土地が譲受人の土地なんですか。

外菌委員 そうです。耕作者です。贈与をする譲受人の土地です。

議長 他にご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 特にないようですので、一括してお諮りしたいと思います。日程第2議案第42号農地法第5条事業計画変更に係る申請、及び日程第3議案第43号農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1については、いずれも申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第2議案第42号農地法第5条事業計画変更に係る申請、及び日程第3議案第43号農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1については、いずれも申請のとおり許可することで決定をいたしました。

次に同じく日程第3議案第43号農地法第3条第1項の規定による許可申請の、残りのNo.2からNo.4までについてを議題とします。残り3件ですので、3件について事務局の説明及び現地調査の報告の終了後に質疑に入りたいと思います。それでは事務局の説明をお願いします。

棚町主査

日程第3議案第43号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は残り3件です。6ページをご覧ください。No.2についてご説明いたします。譲渡人が譲受人へ所有する農地を、贈与により譲り渡したいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。先程1ページの日程第1報告議案第20号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知中間管理法分の1番でご審議いただきました農地です。譲受人は今までも、申請地を耕作しておられます。譲受人は所有する農地はございませんが、借入地は全て耕作しておられます。調査は【正】を蓑手委員、【副】を西委員にお願いしてあります。よろしくをお願いします。

議長

それでは現地調査の報告をお願いします。

蓑手委員

2番蓑手です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2について報告をいたします。9月23日(月)午前8時40分から、現地で譲受人の立会いのもと、西委員と私が調査をいたしました。位置図は資料6ページ、7ページを参照してください。申請地は農用地区域内農地です。譲受人は、ただ今説明のありましたように申請地5筆を贈与で譲り受けて、水稻とカボチャ、バレイショ等の露地野菜を栽培する計画です。申請地は自宅から約2kmの位置にあります。労力は1人ですが、両親と同一生活をされており、労力の応援を貰うとのことです。農機具の保有状況はトラクター、コンバイン、田植え機、管理機、草刈り機、動力噴霧器等、栽培に必要な農業機械を父が所有されておられます。申請地を現在借りて耕作されています。私どもの調査では、申請者は地区の認定農家として地域で活動されており、労働意欲もあり、今後持続された耕作がされると判断し、何ら問題はないと判断いたしました。皆さまのご審議方をよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。今、蓑手委員の報告の中で、認定農家という表現がありました。認定新規就農者ですね。訂正をしておきます。それでは次のNo.3について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 8ページをご覧ください。No.3についてご説明いたします。譲渡人が譲受人へ所有する農地を、贈与により譲り渡したいという申請です。今回の申請地は農用区域内農地です。先程1ページの日程第1報告議案第20号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知中間管理法分の2番でご審議いただきました農地です。譲受人は今までも、申請地を耕作しておられます。譲受人は所有する農地と借入地を全て耕作しておられます。今回の申請地の隣も、譲受人の所有する田です。調査は【正】を西委員、【副】を蓑手委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

西委員 5番西です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.3について調査報告いたします。9月23日午前8時30分より、譲受人立会いのもと、蓑手委員と調査を実施しました。資料の8～9ページをご覧ください。申請地は農用区域内農地です。横浜に在住する譲渡人からの贈与のための申請です。申請地は以前から水稻を耕作しており現在も耕作中です。労働力は本人と家族の3名です。農機具もトラクター、コンバイン等一式保有しています。自宅から通作距離は0.5kmです。譲受人は労力・施設とも十分あり、耕作するものと認められます。私どもとしては何ら問題ないと見てきましたが、皆様のご審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いてNo.4について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 10ページをご覧ください。No.4についてご説明いたします。譲渡人が譲受人へ所有する農地を、売買により譲り渡したいという申請です。今回の申請地は農用区域内農地です。譲受人は今までも、申請地を相対で耕作しておられます。譲受人は所有する農地を全て耕作しておられます。今回の申請地の隣も、譲受人が所有して耕作している畑です。調査は【正】を野元委員、【副】を外菌委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

野元委員

7番野元です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.4について、9月21日(土)午前9時15分より、代理人の行政書士立会いのもと、外菌委員と調査をしましたので報告致します。申請地の位置図は10～11ページになります。農用地区域内農地です。労力は2人で、申請地の周辺を譲受人が耕作されています。農機具はトラクター等一式をご主人が所有されており、自宅からの通作距離は10分程度ですが、ご夫婦共実家が生福にあり、農機具等もすぐに持ち出せるとの事です。特に問題はないと思われませんが、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。それでは事務局の説明及び現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。まず6ページ、7ページのNo.2について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございます。次に8ページ、9ページのNo.3について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようでございます。次に10ページ、11ページのNo.4について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようでございますので、一括してお諮りしたいと思います。日程第3議案第43号農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2～No.4の3件については、いずれも申請のとおり許可することで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第3議案第43号農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2からNo.4の3件については、いずれも申請のとおり許可することで決定いたしました。

次に進みます。日程第4議案第44号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は1件です。それでは事務局の説明をお願いします。

松原主査

日程第4議案第44号農地法第5条第1項の規定による許可申請1件についてであります。12ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。譲受人は高齢のため、現在車の所有はしていませんが、既存の車庫は倉庫として利用しているため、駐車スペースが無い状況です。市内の長男夫婦がそれぞれの車で週に何回か訪ねて来る際も、駐車場が無い場合路上駐車の場合、鹿児島市在住の次男も週1回訪ねて来た際は、同じく路上駐車をしている状況です。今回贈与により駐車場として利用したいための申請です。また、将来的には長男家族も一緒に住む予定とのことで、恒久的な転用と判断でき、許可となった場合は、工事の完了報告があった日から3年間、6ヶ月ごとに事業の実施状況を報告することという条件を付けるものとします。第3種農地で第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を西村委員、【副】を木場委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

西村委員

9番西村です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1について、9月24日午前8時30分より、行政書士立会いのもと、木場委員と調査を実施しましたので報告いたします。資料は12～13ページを参照してください。申請地は第3種農地で、第1種中高層住居専用地域です。申請地を譲り受けて駐車場として利用する予定です。許可後速やかに着工する予定です。周囲に農地はなく、雨水排水は北側道路側溝に放流する予定です。流失崩壊防止策として、コンクリート舗装をします。付近の状況は東に道路、西に宅地、南に宅地、北に道路です。被害防除計画書他の添付書類については、5条申請の備考欄に記載してあります。以上問題はないと見てきました。皆様のご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長

ありがとうございます。ただ今事務局の説明と、現地調査の報告がありました。何か皆さんの方からご質疑ございませんか。ちょっと私の方からいいですか。(スクリーンを指して)今写真に写っている、この12ページの地図を見れば、申請者の住宅はL字形にあるんですけど、右側に写っているのもご自宅ですか。奥の白い2階建ても自宅ですか。

木場委員

違います。

議長

違うんですか。

篠原主幹

(スクリーンを指して)これが自宅で、L字形の所がここです。

議長 はい、わかりました。他にご質疑ございませんか。道路とは段差があるようなのですが、どこから入るんですか。

西村委員 (スクリーンを指して)切り下げて、あそこに出入口を作る予定だそうです。

議長 はい、わかりました。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようでございますので、お諮りします。日程第4議案第44号農地法第5条第1項の規定による許可申請1件ですが、これについては申請のとおり許可することで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第4議案第44号農地法第5条第1項の規定による許可申請1件につきましては、申請のとおり許可することで決定いたしました。

次に進みます。日程第5議案第45号非農地証明願についてを議題とします。今回の申請は2件ですが、いずれも違反転用指導対象事案ですので、現地調査の報告は省略します。それでは事務局の説明をお願いいたします。

松原主査 日程第5議案第45号非農地証明願2件についてであります。どちらも既に違反転用と判断されております。14ページをお開きください。No.1について説明いたします。申請人が平成10年頃、近隣住民が駐車スペースを有していなかったため、農地法の許可を得ず月極駐車場として整備し現在に至っている状況で、始末書が添付されております。

続きましてNo.2について説明いたします。16ページをお開きください。申請人は、農地と知らずに平成4年に家を建築し、現在も住んでいる状況で、始末書が添付されております。

議長 ただ今事務局の方から説明がありました。質疑をお受けしたいと思っております。まず、14、15ページのNo.1について、何かご質疑ございませんでしょうか。私の方からすみません。結構面積が広いように見えるんですけど、何台分くらい止められるスペースがあって、現在何台くらい利用されているのか教えてください。

松原主査 駐車可能台数が 12 台で、現在契約をしている台数は 6 台です。

議長 まだ他にも契約数が増えるような状況があるんですか。

松原主査 当初から、現在まで大体 6 台の契約できておりますので、今のところ増えることはないのかもしれませんが。

議長 皆さんの方から何かご質疑ございませんか。現地は下が舗装をしてあるんですか。

松原主査 はい、舗装してあります。

議長 舗装してあるということのようです。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは次の No. 2 について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようでございます。一括してお諮りします。日程第 5 議案第 45 号非農地証明願 2 件については、いずれも申請のとおり非農地証明を発出することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第 5 議案第 45 号非農地証明願 2 件については、いずれも申請のとおり非農地証明を発出することによって決定をいたしました。

次に進みます。日程第 6 議案第 46 号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（一括方式）についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査 18 ページをご覧ください。日程第 6 議案第 46 号 12 月 1 日開始の農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案（一括方式）についてです。新規で 4 件、8 筆 8,986 m²です。1 番～3 番の借人は、今までも相対で借入れていた分を、今回中間管理事業で契約をすることになった方々です。4 番は、先程日程第 3 議案第 43 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請 No. 2 で譲り受けた農地を、集積協力金の関係で、自分から自分へ貸し借りをするための契約です。今回の申

請は全て新規の契約です。所有する農地のある方は、所有する農地と借入地を全て耕作しておられます。所有する農地の無い1番と2番の借人は、家族の所有する農地を耕作しておられます。よろしくお願いします。

議長 ただ今、事務局の説明がありました。今回は4件8筆 8,986 m²というところでございます。何かご質疑ございませんか。私の方から、4番の場合みたいに、自分から自分への貸借については、今後貸貸借はしないということだったですかね。

棚町主査 貸貸借をされてもいいんですが、ご本人が使用貸借を希望されておりましたので、今回は使用貸借になっております。

議長 貸貸借もまだ有効なんですね。

棚町主査 自分から自分への契約でも、希望されれば貸貸借もできます。

議長 今後はもう無いとかなかったですかね。

棚町主査 貸貸借は大丈夫です。もし、耕作者変更とかをする場合には、1年単位で契約を解除していただかないといけないので、支払金が発生するということもあります。

議長 わかりました。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようですのでお諮りします。日程第6議案第46号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案(一括方式)につきましては、ただ今報告のあった内容で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第6議案第46号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案(一括方式)4件については、ただ今報告のあったとおりの内容で決定いたしました。

次に進みます。日程第7議案第47号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画案(耕作者変更機構貸出)についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

19 ページをお願いします。日程第7議案第47号12月1日開始分の農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画案は、耕作者変更機構貸出分で、3件3筆2,485㎡で新規の契約です。先程1ページの日程第1報告議案第20号の合意解約通知にてご審議いただきました農地です。借人は所有する農地と借入地を全て耕作しておられます。当初の契約内容を変更せず、耕作者の変更のみを行う場合に用いられる契約です。契約期間が中途半端な期間設定になっておりますが、中間管理機構の都合で、当初の契約日からの終期をそろえるため、残存期間で再契約を結ぶものです。よろしくをお願いします。

議長

ただ今事務局の方から説明がありました。耕作者変更ということと、今回は3件3筆2,485㎡ということでございます。皆さんの方から何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようですのでお諮りします。日程第7議案第47号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画案(耕作者変更機構貸出)については、ただ今報告のあった内容で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第7議案第47号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画案(耕作者変更機構貸出)3件3筆2,485㎡については、ただ今報告のあった内容で決定いたしました。

以上で、議事については全て終了しました。

議事録署名委員

• _____
• _____

